

平成17年第3回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第6日)

議事日程 (第6号)

平成17年9月29日 午前10時00分開議

日程第1	議案第67号	平成17年度吉岐市一般会計補正予算(第3号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第87号	デイサービスセンター建設工事請負契約の締結について	市民生活部長 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決
日程第3	議案第88号	吉岐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決
日程第4	議案第89号	吉岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務部長 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決
日程第5	議案第90号	吉岐市長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部改正について	総務部長 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決
日程第6	議案第91号	吉岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	総務部長 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決
日程第7	議案第92号	吉岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について	総務部長 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決
日程第8	発議第10号	吉岐市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について	牧永議員 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決
日程第9	議案第93号	平成17年度吉岐市一般会計補正予算(第4号)	財政課長 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決
日程第10	議案第94号	平成17年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	財政課長 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決
日程第11	議案第95号	平成17年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	財政課長 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決
日程第12	議案第96号	平成17年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	財政課長 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決
日程第13	議案第97号	平成17年度吉岐市病院事業会計補正予算(第2号)	財政課長 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決
日程第14	委員会の閉会中の継続審査及び調査の件		申し出のとおり 決定
日程第15	議員派遣の件		原案のとおり 決定
追加日程第16	発議第11号	一支国博物館(仮称)建設に関する調査特別委員会設置に関する決議について	中田議員 説明・質疑・ 委員会付託省略・可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第 6 号に同じ)

出席議員 (25 名)

1 番	音嶋 正吾君	2 番	町田 光浩君
3 番	小金丸益明君	4 番	深見 義輝君
5 番	坂本 拓史君	6 番	町田 正一君
7 番	今西 菊乃君	8 番	市山 和幸君
9 番	田原 輝男君	10 番	豊坂 敏文君
11 番	坂口健好志君	12 番	中村出征雄君
13 番	鵜瀬 和博君	14 番	中田 恭一君
15 番	馬場 忠裕君	17 番	大久保洪昭君
18 番	久間 初子君	19 番	倉元 強弘君
20 番	瀬戸口和幸君	21 番	市山 繁君
22 番	近藤 団一君	23 番	牧永 護君
24 番	赤木 英機君	25 番	小園 寛昭君
26 番	深見 忠生君		

欠席議員 (1 名)

16 番 久間 進君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	川富兵右エ門君	事務局次長	山川 英敏君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	山本 善勝君
産業経済部長	喜多 丈美君	建設部長	立石 勝治君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	鳥巢 修君

勝本支所長 米本 実君 芦辺支所長 久田 昭生君
石田支所長 瀬戸口幸孝君 市民病院事務長 牟田 数徳君
教育次長兼教育総務課長 吉富 一敬君
総務課長 堤 賢治君 財政課長 久田 賢一君
代表監査委員 馬渡 武範君

午前10時00分開議

議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議案審議を行います。

日程第1 議案第67号

議長（深見 忠生君） 日程第1、議案第67号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案の審査は、予算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について委員長から報告を求めます。馬場委員長。

〔予算特別委員長（馬場 忠裕君） 登壇〕

予算特別委員長（馬場 忠裕君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記。議案第67号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）、審査の結果、原案可決。

この結果に至るまで、9月14、26の両日、慎重審査をし、最終的に苦渋の選択として附帯意見書を提出することといたしましたので、読み上げます。

平成17年度一般会計補正予算（第3号）の10款教育費5項社会教育費6目文化財保護費13節委託料のうち一支国博物館建設業務委託料3,640万2,000円並びに「第2表債務負担行為補正」のうち一支国博物館設計業務委託（18年度）、限度額6,696万3,000円については、同博物館事業の全体計画にかかわるものであり、予定されている40数億円の財政投入を決定づけるものであるがゆえに、慎重なる対応が求められる。

さらに、踏み込んで考えると、この財政支出に対する経済効果は、必ず期待できるとは考えにくく、それ以上に将来の財政運営に与える厳しい影響が懸念される場所である。したがって、今後さらに、市の財政を十分考慮した財政支出となるよう、規模の見直しや維持管理費を含めた

計画の洗い直しが必要であると判断する。

また、現時点で不確定な要素や種々の課題を内包したまま事業を執行することは認められず、さらに議会での完全な合意づくりもできていない。今後、諸々の問題を払拭し、真に市民が納得できる明確な事業計画を示すとともに、議会での合意づくりができるまで予算の執行には十分配慮されるよう、下記のとおり意見を付する。

記。1、一支国博物館の規模については、市の財政規模に見合った必要最小限のものとし、いたずらに過大な財政支出とならないよう、大きく縮小の方向で見直すこと。

2、事業効果を過大に期待し過ぎることがないように、周囲の経済環境を十分認識した現実的な事業運営計画を樹立し、また維持管理費を含めた将来の財政計画を明瞭に示すこと。

3、関連説明によると、長崎県立埋蔵文化センターの建設に壱岐市の合併特例債を13億4,000万円充てるとなっているが、にわかに認めがたく、建設物の所有関係並びに維持管理費の負担内容を明らかにすること。

以上であります。

〔予算特別委員長（馬場 忠裕君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、御参考までに申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第67号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について、委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第67号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第87号

議長（深見 忠生君） 日程第2、議案第87号デイサービスセンター建設工事請負契約の締結について議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 説明につきましては、担当部長よりさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 市民生活部長。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

市民生活部長（山本 善勝君） 議案第87号について御説明申し上げます。

デイサービスセンター建設工事請負契約の締結について、デイサービスセンター建設工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求め。平成17年9月29日提出、吉崎市長。

契約の目的、デイサービスセンター建設工事、契約の方法、指名競争入札、契約金額、1億9,509万円、契約の相手方、吉崎市郷ノ浦町永田触276番地、長岡割石特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社長岡組代表取締役長岡一夫。

提案理由でございます。吉崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があります。

1ページ目をお開き願いたいと思います。説明資料でございます。工事場所が吉崎市郷ノ浦町坪触字中原3099番地。工事内容でございますが、デイサービスセンター、鉄筋コンクリート平屋建て、1棟、敷地面積5,336平方メートル、建築面積1,856平方メートル、述べ床面積1,856平方メートル。工期、契約発行の日から平成18年3月25日。入札の状況、以下のとおりでございます。

次をお開き願います。建設工事の位置図を示しております。郷ノ浦にあります、今の本庁から行くと東の方角でございます。約3.5キロメートルぐらいでございます。そこに浄化センター、それから郷ノ浦の浄水場がありますが、その隣接したところに建設するものでございます。

次をお開き願います。平面図でございます。大変見にくくて申しわけございませんが、このデイサービスセンターの主なものをちょっと申し上げてみますと、玄関が2カ所ございます。まず、真ん中にデイサービス用の玄関がございます。それから、左側には郷ノ浦社協事業所の玄関がございます。そして、中ほどに障害者デイルームであります。これは現在障害児のデイサービスを芦辺町のつばさで行っているわけでございますが、大変狭隘なために、ここに今後開設できたらということで設けております。それから、その上でございます。特別浴槽、これはベットが浴

槽の中に浮き沈みするものでございます。障害者や高齢者用に一応設置をいたすものでございます。これが変わった主なものでございます。

次をお開き願います。立面図をお示ししております。上側が南から見たところの立面図、下側が北から見た立面図でございます。構造は、先ほど申し上げましたように、鉄筋コンクリートづくりでございます。屋根がろく屋根、一部かわらぶきでございます。それから、右の方に煙突でございます。これが高くちょっと突き出たところがありますが、これは浴槽用の湯沸かしボイラーの煙突でございます。

次をお開き願います。これは、同じく平面図でございますして、西側から見たところと東側から見た立面でございます。

以上で説明を終わります。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 説明が終わりましたので、議案の調査研究のため、しばらく休憩いたします。再開を10時20分といたします。

午前10時13分休憩

.....

午前10時20分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

これから議案第87号デイサービスセンター建設工事請負契約の締結について質疑を行います。質疑ありませんか。12番、中村出征雄議員。

議員（12番 中村出征雄君） 直接この議案とは関係ないですが、関連がありますので質問をさせていただきます。

現在のデイサービスセンターは、建築後何年になるのか。そして、新しいデイサービスセンターができた後は、何に利用を考えておられるのか。この2点について質問をいたします。

議長（深見 忠生君） 市民生活部長。

市民生活部長（山本 善勝君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

現在の保健センターは、平成4年3月に竣工いたしております。よって、13年が経過しておられると思われま。

そして、跡地の利用でございますが、現在人材シルバーセンターの立ち上げを予定をいたしております。まず最初に人材シルバーセンターの事務所に使用できないかと思っております。それから、健康相談、予防事業等にも活用できないかということで、検討をいたしたいと思っております。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 他に質疑がないようですので、議案第 87 号について質疑を終わります。

お諮りします。議案第 87 号デイサービスセンター建設工事請負契約の締結については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 87 号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第 87 号デイサービスセンター建設工事請負契約の締結について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第 87 号デイサービスセンター建設工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 87 号デイサービスセンター建設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 3 . 議案第 88 号 ~ 日程第 6 . 議案第 91 号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第 3、議案第 88 号壱岐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第 6、議案第 91 号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてまで 4 件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 担当部長の方より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

総務部長（松本 陽治君） 議案第 88 号について御説明を申し上げます。

壱岐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、壱岐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成 17 年 9 月 29 日提出、壱岐市長。

提案理由は、壱岐市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、壱岐市議会の議員の報酬を引き上げ、

議員の委員会出席に対する費用弁償の支給を廃止するものでございます。議会議員の報酬につきましては、合併時に在任特例を適用し、定数が62名とされ、報酬は当時の特別職報酬等審議会で4町の最も低い額とし、在任特例後は報酬の見直しを図る旨の意見が付されておりました。そこで、今回市議会議員選挙によって定数が26名となることに伴い、報酬審議会に諮問をし、答申を受けましたので、その答申を尊重し、提案するものでございます。

本文でございます。壱岐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条は、報酬の額を規定するものでございます。議長の報酬月額が26万5,000円を38万円に、副議長が22万円を33万円に、常任委員長、議会運営委員長が21万1,000円を31万5,000円に、議員が20万2,000円を30万円に改めるものでございます。

第5条中第4項及び第5項を削るという条項は、議員が委員会に出席したときに、1日につき委員長3,500円、委員3,000円の費用弁償を支給するとしていた条項を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成17年10月1日から施行する。

続きまして、議案第89号について御説明を申し上げます。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年9月29日提出、壱岐市長。

提案理由は、合併時に据え置きとされておりました教育委員会委員及び監査委員の報酬を引き上げるものでございます。

本文でございますが、壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正をする。

別表、第2条、第5条関係というのは、報酬額を規定するものでございます。教育委員会の委員長月額1万4,100円、委員月額1万2,900円を委員長3万円、委員2万5,000円に改めるものでございます。また、監査委員につきましては、代表監査委員月額4万3,500円、委員月額3万4,800円を、代表監査委員8万3,000円、識見の委員7万4,000円、議会選出委員4万6,000円に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成17年10月1日から施行する。

教育委員会の委員につきましては、これまで農業委員会の委員と同等の額とされておりました経緯もありますので、農業委員と同額といたしております。監査委員につきましては、県下の5市の状況、それから市内の団体、農協、漁協の状況等を考慮した上での報酬額といたしております。

参考までに県下の状況を申し上げますと、代表委員、議会選出委員が五島市で17万2,100円と9万8,000円、平戸市が15万6,000円と4万2,000円、ほかに交通費が支給をされております。松浦市が16万7,000円と4万2,000円、同じく別途交通費が支給をされております。対馬市が、対馬市は年報酬でございますが、月額に置きかえてみますと5万3,400円と4万3,500円。対馬市は、このほかに日当と交通費が支給をされておまして、壱岐市の現在の執務日数で算出いたしますと、7万9,000円と6万7,000円程度になると考えられます。西海市が10万4,000円と5万2,000円でございます。識見委員については、長崎市と佐世保市が設置をされてありますが、代表の大体90%という状況でございます。

壱岐市内の団体、漁協、農協の状況でございますが、報酬、それから日当、旅費、それから退職慰労金、そういったものをトータルいたしまして月額に算出をいたしますと、大体7万円から7万5,000円となるということで、報酬額を決定をさせていただいたところでございます。

議案第90号壱岐市長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部改正について、壱岐市長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年9月29日提出、壱岐市長。

提案理由につきましては、壱岐市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、市長、助役及び収入役の給与を引き上げるものでありますが、市長等特別職の報酬につきましても、合併時に議員と同様、当時の4町のそれぞれ最も低い額とされ、議員と同様の見直しをすべきであるという報酬等審議会の意見が付されておりました。したがいまして、今回、報酬等審議会に諮問をし、答申を受けましたので、答申を尊重し、提案をするものでございます。

次のページでございます。壱岐市長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第2条は、市長、助役、収入役の給料月額を定めるものでございます。市長が75万円を80万円に、助役が60万円を64万円に、収入役が56万5,000円を57万6,000円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成17年10月1日から施行をするということでございます。

次に、議案第91号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年9月29日提出、壱岐市長。

提案理由につきましては、議案第90号と同様でございますが、壱岐市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、教育長の給与を引き上げるものでございます。

本文でございますが、壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。第3条は、教育長の給与月額を定めるものでございます。

56万5,000円から57万6,000円に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成17年10月1日から施行する。

以上でございます。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから議案第88号壱岐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 他に質疑はないようですので、議案第88号について質疑を終わります。

次に、議案第89号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 議案第89号で監査委員は今、壱岐市は3名あるわけですが、先ほど総務部長の説明でもあったように、識見で選ばれる委員というのは長崎市と佐世保市のみであって、ほかの市は代表監査委員と議選の監査委員の2名体制だというふうに理解したわけですが、なぜ壱岐市に 私は、代表監査委員の報酬は基本的にもっと引き上げるべきだと思ってます。その職務からいってですね。壱岐市に、長崎と佐世保市にしかないような識見の代表監査委員がなぜ必要なのかどうか、ちょっとお尋ねします。

議長（深見 忠生君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 監査委員の数につきましては、これは合併の折に3名体制ということが決定をされております。

議長（深見 忠生君） 6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 合併時の合意事項でもあるわけですが、不必要な役職は基本的に まして、その長崎市と佐世保市しか置いてないような識見による代表監査委員は、私は必要ないと思うわけです。ぜひ執行部に、この点も含めて早急に 代表監査委員の月額については、私は、先ほどから言っているように、8万3,000円じゃなくて、今の職務から考えたら、最低15万円程度の報酬引き上げがあっただけでいいかと思うべきだと思っております。ただし、この識見の代表監査委員については、今の3名体制を早急に2名体制に改めるべきだと私は考えておりますが、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

議長（深見 忠生君） 市長。

市長（長田 徹君） 町田議員の質問にお答えいたします。

今、壱岐市が合併をいたしまして、まだ1年半ぐらいになるわけでございます。今までの各町の監査体制と非常に急激に変わるということで、かなりの業務でやり方等、非常に研究をしなければ、大事な時期じゃなかるうかということで、当然、合併協議会でも3名体制ということでご

ざいますが、これは逐次議員が言われるような形に、それで有効に運用できるのであれば、そういう形にもしていかなければならないと、このように思っております。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 他に質疑がないようですので、議案第 89 号について質疑を終わります。

次に、議案第 90 号壱岐市長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第 90 号について質疑を終わります。

次に、議案第 91 号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第 91 号について質疑を終わります。

お諮りします。議案第 88 号壱岐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから議案第 91 号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号から議案第 91 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第 88 号壱岐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第 88 号壱岐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 88 号壱岐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第 89 号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 89 号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号壱岐市長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第 90 号壱岐市長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 90 号壱岐市長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第 91 号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 91 号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 . 議案第 92 号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第 7、議案第 92 号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） この件につきましても、担当部長より説明をさせますので、よろしくお

願いたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

総務部長（松本 陽治君） 議案第92号について御説明を申し上げます。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について、壱岐市長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。平成17年9月29日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、市長、助役、収入役及び教育長の給料を平成17年10月から平成20年3月まで減額するものでありますが、本市を取り巻く厳しい社会経済情勢や財政状況を踏まえ、今後行財政改革を積極的に推進をしていく必要があり、市民皆様にも協力をお願いをしなければならぬこと等を考え、市長初め4役みずからが改革に向けての姿勢を示すために提案をするものでございます。

条例本文でございますが、壱岐市長等の給与の特例に関する条例、第1条、趣旨につきましては、市長、助役及び収入役の給与及び教育長の給与に関し、減額の特例を定めるものでございます。

第2条、市長、助役及び収入役の給料月額を減額を規定をするものでございます。市長、助役及び収入役の給料の額は、平成17年10月から平成20年3月までの間に係るものに限り、規定する額から100分の10を乗じて得た額を減じた額、いわゆる10%の減額をするということでございます。ただし、期末手当の額については減額をしないということでございます。

第3条は、教育長の給与の減額規定でございます。第2条で申し上げました内容と同じでございます。

附則といたしまして、この条例は平成17年10月1日から施行するということでございます。

この条例によりまして、市長の月額が80万円から72万円に、助役が64万円から57万6,000円に、収入役、教育長が57万6,000円から51万8,400円となるということになります。

以上でございます。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから議案第92号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第92号について質疑を終わります。

お諮りします。議案第92号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定については、会議規

則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第92号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第92号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第92号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8・発議第10号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第8、発議第10号壱岐市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。23番、牧永護議員。

〔提出者（牧永 護君） 登壇〕

議員（23番 牧永 護君） 提案理由の説明を申し上げます。

発議第10号壱岐市議会議員の報酬の特例に関する条例について、所定の賛成者とともに別紙のように提出するものであります。

本案につきましては、昨今の社会経済情勢や壱岐市における行政改革の現状にかんがみ、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の報酬について、本年10月1日から平成20年3月31日までに限り、先ほど可決された改正後の報酬月額から5%を減額するための特例措置であります。

何とぞ御理解の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〔提出者（牧永 護君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから発議第10号壱岐市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 他に質疑がないようですので、発議第10号壱岐市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について質疑を終わります。

お諮りします。発議第10号壱岐市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議第10号壱岐市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。発議第10号壱岐市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第10号壱岐市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 . 議案第93号～日程第13 . 議案第97号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第9、議案第93号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）についてから日程第13、議案第97号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）についてまで5件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 担当課長より説明をさせますので、よろしく願います。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 財政課長。

〔財政課長（久田 賢一君） 登壇〕

財政課長（久田 賢一君） 議案第93号について御説明申し上げます。

平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ3,170万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を221億640万円とします。

次に、10ページをお開き願います。歳入で、10款の地方交付税を今回の補正財源といたしまして2,840万円追加をいたしております。

それから、18款の繰入金でございますが、台風14号によります郷ノ浦町のアワビ種苗センターが被害を受けましたので、その修理工費といたしまして330万円繰り入れております。

次のページをお開き願います。3、歳出で、1款の議会費でございますが、議案第88号によります条例の一部改正、それから発議第10号によります特例条例の制定によりまして、議員報酬を1,321万5,000円追加、それから議員の期末手当を305万1,000円追加、議員共済組合の負担金を81万9,000円追加をし、費用弁償を235万6,000円減額をいたしております。

それから、3節の職員手当等の中の管理職手当の減額は、3役等の議案第92条によります特例条例の制定理由等に準じまして、管理職手当を本年の10月1日から30%減額することで減額をいたしております。

それから、以下2款以降の管理職手当につきましても、該当科目につきまして全科目減額をいたしております。

次に、2款1項1目総務管理費の一般管理費は、議案第90号によります条例の一部改正、それから議案第92号によります特例条例の制定によりまして、3役の給料、それから期末手当、共済組合の負担金の減額をいたしております。

次に、15ページをお開き願います。2款6項監査委員費、議案第89号によります条例の一部改正に伴いまして、監査委員の報酬を53万9,000円追加をいたしております。

次に、17ページをお開き願います。6款農林水産業費1項の5目農地費、200万円、土地改良区の経常経費補助金を追加をいたしておりますが、これは郷ノ浦町の東部土地改良区のポンプ室の屋根が今回の台風によりまして防水シートがはがれ落ちておりますので、その修理工費の補助金を追加をいたしております。

次、6款2項の林業費の林業振興費、賃金の7万8,000円は、これも台風の関係でございますが、郷ノ浦町大島の黒星地区にあります魚つき保安林が台風によりまして被害を受けましたので、その補植人夫賃を計上いたしております。

次のページをお開き願います。6款3項1目水産業総務費11節需用費、修繕料330万円は先ほど繰り入金の関連の分でございます。被害の状況が、ろ過装置、それからいかだ1基が壊れたということで、修理工費を計上いたしております。

次の漁港管理費11節、129万円は、漁港関係の街灯補修、それから係船岸の補修、船上げ場の補修費を計上いたしております。

15工事請負費160万円は、芦辺町の恵美須漁港の街灯の立てかえ工事、それから同じく諸

津漁港、竹ノ浦地区の標識等の補修工事費を計上いたしております。

7款1項4目観光費修繕料は、観光施設の修理費でございます。串山の観光案内板、清石浜の観光案内板、筒城浜の海草除去、イルカパークの浮き桟橋の補修工事費等を計上いたしております。

8款2項2目道路橋梁維持費11需用費683万6,000円は、カーブミラーの補修、倒木の除去、路面、側溝等の清掃、修繕料を計上しております。

14使用料は、倒木処理のため、機械銀行からの機械借り上げ料を計上いたしております。

次のページをお開き願います。8款4項1目港湾管理費修繕料の90万円は、郷ノ浦港ターミナルビルの漏水補修、それから港湾施設の水銀灯、係船環、引き込み柱の修理費を計上いたしております。

8款7項住宅費住宅管理費の修繕料は、古城団地、赤滝団地、寺頭団地、八幡団地などの公営住宅の屋根の雨どい、窓ガラス等の修理費を計上いたしております。

次、10款1項1目教育委員会費、報酬は、議案第89号によります条例の一部改正に伴う追加でございます。

次に、23ページをお開き願います。11款2項の公共土木施設災害復旧費15工事請負費60万円は、芦辺町の市道大笹片山線の道路災害復旧工事費を計上いたしております。

次に、25ページをお開き願います。給与費明細書で、2の一般職。給料の27万9,000円の減額、それから共済費の3万3,000円の減額、それから一番下の表の期末手当の2万1,000円の追加につきましては教育長の分でございます。中ほどの表の管理職手当58万2,900円の減額は、69名分の減額でございます。

次に、議案第94号について説明をいたします。

平成17年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,518万7,000円とします。

補正の内容は、管理職手当1名分の減額でございます。

次に、議案の第95号について御説明をいたします。

平成17年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,010万2,000円とします。

補正の内容は、管理職手当の減額で、2名分の管理職手当を減額いたしております。

次に、議案第96号について御説明いたします。

平成17年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)でございます。歳入歳出予算の

総額から歳入歳出それぞれ1万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億992万円とします。

補正の内容は、管理職手当1名分の減額7万8,000円と台風14号によりまして長島船客待合所のトイレの臭突が壊れておりますので、修理費を6万円追加をいたしております。

次に、議案第97号について御説明いたします。

平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算(第2号)でございます。第1条、平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算(第2号)は次に定めるところによります。

第2条、平成17年度壱岐市病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。第1款の壱岐市民病院事業費用、第1項の医業費用を161万6,000円減額をいたします。これも管理職手当の分で、17名分の減額でございます。次に、第2款のかたばる病院事業費用、第1項医業費用47万8,000円の減額で、ここでも管理職手当3名分の減額でございます。管理職手当減額の分相当額をそれぞれ予備費の方に追加をさせていただきます。

第3条は、予算第8条に定めた経費ということで、議会の議決を得なければ流用することができない経費でございますが、管理職手当相当分をここで減額をいたしております。

以上で説明を終わります。

〔財政課長(久田 賢一君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) これから議案第93号平成17年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)について質疑を行います。質疑はありますか。22番、近藤団一議員。

議員(22番 近藤 団一君) 17ページの6款農林水産業費なんですが、土地改良区の方の200万円、補助金ということですけども、大体全体でどの程度かかるんですか、その辺ちょっとお聞きをいたします。

それと、19ページ、8款土木費ですけども、倒木の除去とかいう説明ありましたけれども、今からそういう作業をするわけですか。もう、台風去って結構な時間になりますけども。

あと21ページ、土木費の住宅なんですが、私も壱岐全体のことわかりませんが、たまたま永田団地、今回の台風でベランダの鉄製の手すり、腐食もしとったと思うんですが、壊れたと。飛んだかどうかまではわかりませんが、やはりこの辺は、建築年度で全体的に傷んでるという気がするわけです。それで、予防保全、人命に関することですから、この辺は調査をして取り組んでいただきたいという気がするわけです。ただ、修繕だけじゃなくてですね。壱岐市全体的に言えることですけども、その辺について担当部長なり市長のお考えがあればお聞きをいたします。

議長(深見 忠生君) 産業経済部長。

産業経済部長(喜多 丈美君) 近藤議員の質問にお答えをいたしますが、17ページの土地改

良区の部分ですが、屋根の部分は200万円の一応今のところ見積もりが来ておるといところでございます。経常経費は県が施設をしまして改良区に移譲をした部分でございます。

以上です。

議長（深見 忠生君） 建設部長。

建設部長（立石 勝治君） 道路維持費の修繕料の件でございますけれども、これは4支所から出ました立ち木の伐採が主な修繕料でございます。

それから、住宅につきましては、議員御指摘のように、当然事前に調査が必要であるわけでございますけれども、台風前に一応調査をいたしましたけれども、各支所からの積み上げによりまして、大きな工事につきましては、先般申しましたように、地域住宅計画の中で取り上げております。それ以外の分の、例えばサッシの取りかえとか、雨漏りとか、そういうのが主な事業でございます。

議長（深見 忠生君） 22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） もう1回、土木費の倒木なんですけど、4町分って今から作業するわけですか。

議長（深見 忠生君） 建設部長。

建設部長（立石 勝治君） 立ち木の伐採だけではございまして、ほかのもろもろの部分的な、台風によりまして水はけが悪い側溝の修繕とか、そういうのもすべて含まれた部分がこの補正の予算の計上になっております。

議長（深見 忠生君） ほかにございせんか。14番、中田恭一議員。

議員（14番 中田 恭一君） 17ページ、今の近藤議員の質問に対してちょっと関連の質問をしたいんですけども、土地改良区の補助金ですが、見積もりが200万円ということですね。ということは、全額市で見るといわけですか。これは、土地改良区に県からポンプは譲渡されとるでしょう。それを全額見るといわけですか。その辺だけちょっと確認をします。

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） これにつきましては、初山地区の畑総の関係でございまして、維持管理費を現在1,200万円程度出しておるわけなんです。それで維持管理をしていただいておりますが、それを一応県が土地改良区にそのまま譲渡をして、維持管理だけはされとるんですが、施設整備その他については、大規模のものについては100%市で今まで持ってきた経過があるということで、今回計上いたしております。

議長（深見 忠生君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第93号について質疑を終わります。

次に、議案第94号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第94号について質疑を終わります。

次に、議案第95号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第95号について質疑を終わります。

次に、議案第96号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第96号について質疑を終わります。

次に、議案第97号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第97号について質疑を終わります。

お諮りします。議案第93号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）についてから議案第97号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号から議案第97号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第93号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第93号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第93号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について討

論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第94号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第94号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第95号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第95号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第96号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第96号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第97号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第97号平成17年度吉野市病院事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

． ．
日程第14．委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

議長（深見 忠生君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

． ．
日程第15．議員派遣の件

議長（深見 忠生君） 次に、日程第15、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については可決されました。

． ．
追加日程第16．発議第11号

議長（深見 忠生君） お諮りします。ただいま中田恭一議員ほか2人から発議第11号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第16として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。発議第11号を日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定しました。

追加日程第16、発議第11号一支国博物館（仮称）建設に関する調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。14番、中田恭一議員、お願いします。

〔提出者（中田 恭一君） 登壇〕

議員（14番 中田 恭一君） 発議第11号一支国博物館（仮称）建設に関する調査特別委員会の設置に関する決議について、先ほど予算特別委員会での報告もありましたように、一支国博物館については吉岐市の将来にとって重要な事項であり、議会としても慎重に検討をしていく必要があると思いますので、賛成者2名を添えて特別委員会の設置についてお願いいたしたいと思っております。

〔提出者（中田 恭一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから発議第11号一支国博物館建設に関する調査特別委員会設置に関する決議について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、発議第11号について質疑を終わります。

お諮りします。発議第11号一支国博物館建設に関する調査特別委員会設置に関する決議については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号については委員会の付託を省略することに決定されました。

これから発議第11号一支国博物館建設に関する調査特別委員会設置に関する決議について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。発議第11号一支国博物館建設に関する調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第11号一支国博物館建設に関する調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

次に、一支国博物館建設に関する調査特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに一支国博物館建設に関する調査特別委員会を招集します。

委員会において委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が行うことに

なっておりますので、よろしくお願いたします。

なお、委員会の場所は第1会議室と定めます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

午前11時24分休憩

.....
午前11時37分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

一支国博物館建設に関する調査特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので御報告いたします。一支国博物館建設に関する調査特別委員会委員長に19番、倉元強弘議員、副委員長に21番、市山繁議員、以上のとおりであります。

これで一支国博物館建設に関する調査特別委員の選任を終わります。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで長田市長よりごあいさつの申し出がっておりますので許します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 議会閉会に当たり、一言お礼を兼ねてごあいさつを申し上げます。

去る9月2日から28日間にわたりまして、本会議並びに委員会を通じて慎重に御審議をいただき、全議案可決御承認賜りましたことに対しまして厚く感謝を申し上げます。

なお、附帯意見が付されました一支国博物館建設事業につきましては、12月までの3カ月という期間で精力的に検討を重ね、また議会皆様とも十分に協議を行いながら、よりよい方向を見出してまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、連日にわたる御苦労に対し、衷心より敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては、執行に当たり十分尊重し、御要望に沿うべく努力をいたす所存でございます。

今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のあいさつといたします。どうも御苦労さまでした。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

・ ・

議長（深見 忠生君） これをもちまして、平成17年第3回老岐市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 坂本 拓史

署名議員 町田 正一